

# なごや 市民活動通信

2021  
3・4月号  
No.92  
無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

INDEX

特集 NPO法人の組織運営の手引 総会手続き編

## センターニュース



### NPOへのSDGsの普及促進事業

#### 「NPOのためのSDGsのはじめかた」を開催しました!

本事業は、NPOを対象にSDGsの枠組みを活用したNPOと企業の協働の促進を目的として、10月にキックオフセミナー(参加者:26名)、11月から12月にかけて3回のワークショップ(参加団体:10団体)をオンラインで実施しました。

キックオフセミナーで講師の中島康滋さん(サスティナブル・ストーリー株式会社)が、「NPO活動で培った社会課題の専門知識やノウハウ、企業のもつ技術等のリソースを活用した協働には、社会課題に対する新たな解決策やサービスを生み出す可能性がある。その際、SDGsが共通言語になる。社会がよくなるようにステップアップしよう」と話されました。パネルディスカッションでは、SDGsに取り組まれているNPO、企業、信用金庫がそれぞれの立場でSDGsをどのように捉え、活動されているか、現状の課題や協働への期待等をお聞きし、協働へのアプローチについて考えました。

ワークショップでは、自団体の活動をワークで整理し、グループに分かれて他団体の方と共有し、話し合いました。それにより新たな視点を得て、SDGsをプラスした団体のアクションプランを作成し、発表しました。ふりかえりでの参加者の「みんながハッピーに!」というコメントに全員が共感。SDGsの意義を体感し、目標達成に向けてともに取り組んでいこう、と意欲の高まりを感じた事業になりました!



講演中の中島さん



ワークショップ

#### 参加者の声 ※一部抜粋

- 団体の活動をSDGs視点で見直せ、アピールする術を得ました。団体活動の見直しや助成金を申請するときに使えるので、ワークの内容等を団体内で共有したいです。
- ずっと考え続けてビジョンや存在意義等々を自分なりに再確認できたことが、とても意味あることでした。

本事業の報告書は、当センターHP・ぼらんぼ★ナビ (<http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>) でご覧いただけます。ぜひご覧ください!

ぼらんぼナビ

検索



**特集**

**NPO法人の組織運営の手引 総会手続き編**

事業年度が3月31日までのNPO法人は間もなく決算となります。そこで今回は、下記のモデルケースについて、総会運営の手順を時系列でまとめました。

はじめての総会を迎える団体や、事務局スタッフが交代した団体などは、ぜひ参考にしてみてください!

総会の運営にあたり、まずは自分たちの法人の定款を確認してね。確認のポイントは以下の3つだよ。

- ①役員(理事・監事)を選任するのは総会か理事会か
  - ②役員任期と改選時期、任期の伸長規定の有無
  - ③理事会と総会で議決すべき事項の違い
- ①～③の違いによって、総会運営の手順は異なるよ!



**★総会運営手順のモデルケース**

[以下の要件を満たす法人の場合] ※法人によって異なりますのでご注意ください

- 事業年度が4月1日から3月31日まで
- 役員は総会で選任する
- 役員任期について、伸長規定がある
- 事業報告や決算などについては総会で議決する

3月	理事会	役員の内任・退任に関することや、事業のふりかえり、新年度の方針や事業計画について話し合います。定款変更の必要性を判断します。開催後は議事録を作成します。
	決算・監査	総会にはかる資料(前年度の事業報告書及び決算書類(財務諸表)など)を作成し、監事の監査を受けます。
4月下旬	理事会	総会にはかる資料について議決します。そのほか、総会当日の運営に必要な事項について確認をします。開催後は議事録を作成します。
	総会資料発送	正会員に資料を発送するとともに、出欠の確認をとりまします。欠席の場合は委任状または書面表決書の提出を求めまします。
	委任状回収	総会の開催に必要な人数を確保するため、欠席の場合は委任状または書面表決書の提出を促まします。
	社員総会 (新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う総会の開催方法については次ページの★マークを参照)	事業報告や役員変更など議決事項について議決をまします。定款変更は必ず総会で議決すべき事項となっています。総会終了後は速やかに議事録を作成し、議事録署名人に署名を依頼まします。役員変更があり、代表権のある理事を互選する必要がある場合は、別途、新任理事による理事会を開催まします。
5月下旬	貸借対照表の公告	定款で定めた方法(①官報 ②新聞等 ③電子公告等 ④主たる事務所の公衆の見やすい場所 のいずれか)に基づき、貸借対照表を公告まします。 ※①以外の方法での公告を希望する場合は、定款変更が必要でます。定款変更がお済みでない法人は、上記社員総会の議決事項に定款変更(公告の方法)を追加ましましょう。
6月	所轄庁/法務局へ各種届出	事業年度終了から3ヶ月以内に所轄庁へ事業報告書等を提出まします。ほかに、総会において変更のあった事項について、必要に応じて所轄庁へ届出あるいは申請すると共に、変更のあった登記事項については定められた期限内に法務局へ登記まします。
	事業報告書の備え付け	主たる事務所および従たる事務所に事業報告書を備え付けまします。事業報告書等は5年間備え置まします。

※この手引は、平成29年度名古屋NPOアドバイザーのみなさん、NPO法人ボラみみより情報局、NPO法人ボランティアネイバーズに監修していただいたものを、名古屋市市民活動推進センターが改訂したものです。(初出:『なごや市民活動通信』2018年3月号)

## ★新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う総会の開催方法について

社員総会は、NPO法によって1年に1回、必ず開催することが定められています。社員全員が集まらなくても開催する方法がありますので、下記のように自分の法人に合った方法を検討してみてください。

開催の形態	表決の方法	注意事項
(1)会場に集合して行う総会	①出席して表決 ②代理人が表決(委任) ③書面又は電磁的方法による表決	総会運営に最低限必要な人だけが集まり表決(①)し、その他の正会員は集まらずに表決(②③)する。 ※議事録作成に必要な議長と議事録署名人数名が委任状を確認。
(2)オンライン上で総会	IT・ネットワーク技術を活用して画面越し等で表決	情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が確保されれば、通常総会と同条件を満たしていると解され、定款に特別の定めがなくても開催は可能。ただし、適切な法人運営の観点から速やかに定款変更を行い定款に明記する。
(3)みなし総会(総会の決議の省略)	会員全員の書面又は電磁的記録による表決	実際に総会を開催せずに議決を行う。正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合、議決できる。ただし、1人でも反対があった場合は、議決することができないので注意。定款に、みなし総会開催の記載が必要。

## NPO法人向け 伝言板

### ◆ 市税の減免に関する申請をお忘れなく ◆

地方税法においては、収益事業を営まないNPO法人であっても、法人市民税の均等割が課税されます。名古屋市では、市税減免条例の規定により、収益事業を営まないNPO法人については、均等割申告書の申告納付期限までに均等割申告書と減免申請書を提出していただいた場合に限り、均等割額の全額を減免します。2021年の提出期限は、**【4月30日】**です。**書類の提出は毎年必要です。**

期限までに提出されない場合には、減免が適用されず、均等割が課税されますのでご注意ください。

主たる事務所が所在する区	担当する市税事務所	電話番号
千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	(052)959-3305
西・中村・中川・港	ささしま市税事務所	(052)588-8006
昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所	(052)324-9806

### ◆ 登記事項に変更があった場合は、変更の登記をお忘れなく ◆

NPO法人は、登記事項に変更があった場合、組合等登記令に基づき変更の登記を行う必要があります。登記を怠ると、理事、清算人は20万円以下の過料に処される場合があります。なお、「資産の総額」については、平成30年10月1日以降、「資産の総額」の登記が不要となる代わりに、貸借対照表の公告が必要となりましたのでご注意ください。

登記事項	期限
代表権のある役員の名前・住所等	・主たる事務所の所在地は2週間以内 ・従たる事務所の所在地は3週間以内 ※その他の項目については、内容により期限が異なるため、法務局へ確認してください。

●登記に関する問い合わせ及び書類の提出先(※名古屋市内のNPO法人の場合)

名古屋法務局(本局) 住所:名古屋市中区三の丸2-2-1(名古屋合同庁舎第1号館) TEL:052-952-8111 (音声ガイダンスにつながります)

## 11・12月の設立認証NPO法人



名称	所在区	主な活動分野
芸術空間	中村区	学術・文化・芸術・スポーツ
子育て支援機構	熱田区	子どもの健全育成
A&Cスポーツ	天白区	学術・文化・芸術・スポーツ

## 12月末現在の所管法人数

★ 認証法人数: 878法人    認定法人数: 26法人    特例認定法人数: 1法人

## 「コロナに負けない ボランティア・市民活動の取り組み」発行お知らせ

コロナ禍で活動を継続していくポイントを紹介することで、ボランティアを続けるヒントとなる冊子が完成しました。冊子を作った「ボランティア活動の促進協働会議」の参加団体のホームページに載せたり、社会福祉協議会や名古屋市市民活動推進センターなどに置きますので、ぜひ読んでみてください。

コロナ禍でもいろいろ工夫しながら活動を継続している多数の団体の中から、タイプの違う10団体に取材し、各団体の様々な工夫やそれを6つに整理したポイントの紹介などを見やすく分かりやすいキーワードやデザインに工夫しました。この冊子を読んでもらうことで少しでも多くの団体活動の継続に役立ててほしいと思います。

冊子の詳細は、当センターHP・ぼらんぼ★ナビ(<http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>)をご覧ください。



## 名古屋市市民活動推進センター主催講座・イベントのご案内



※令和3年度の事業については、内容が変更となる場合がございます。ご了承ください。

4/23[金]  
→ 14:00 ~ 16:00

### ボランティア講座 ～ボランティアへのはじめの一步～

ボランティアをはじめのまゝに、基礎知識、探し方などを学びましょう。

■定員：20名 ■参加費：500円(4月11日(日)受付開始)  
■ゲスト：市民活動推進センター職員

5/19[水]  
→ 14:00 ~ 16:00

### NPO講座 ～NPO法人設立のしかた編～

NPO法人を設立するために必要な事前準備や手続きなどについて学びます。

■定員：20名 ■参加費：500円(4月11日(日)受付開始)  
■講師：市民活動推進センター職員

### ■NPOアドバイザーによるNPOのための専門講座のご案内 [参加費:1,000円、要予約]

内容	日程	担当アドバイザー
NPO法人の運営基礎 ～共感からうまれる関係づくり～	3/5[金] 13:30～15:30	水野 真由美 (NPO法人ボラみみより情報局)

### ■NPOアドバイザーによる個別相談のご案内 [参加費:無料、要電話予約]

内容	日程	担当アドバイザー
法務	3/ 2[火] 10:00～	藤田 哲 (弁護士)
会計・税務	3/ 3[水] 10:00～, 11:30～	鳥居 翼 (税理士)
設立・運営	3/ 5[金] 16:00～, 17:30～	水野 真由美 (NPO法人ボラみみより情報局)
会計・税務	3/ 9[火] 13:00～, 14:30～	堀尾 博樹 (税理士・行政書士)
会計・税務	3/17[水] 10:00～, 11:30～	足立 勝彦 (税理士)

講座受講のお申込みは、窓口・電話・FAX・電子メールにて受け付けます。電子メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・電話番号・所属団体・参加動機をご記入ください。名古屋市内で活動しているまたは活動する意思のある個人・団体を対象とします。詳しくは、当センターのホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」をご覧ください。

#### 【問合せ・申込先】

名古屋市市民活動推進センター

電話：052-228-8039 FAX：052-228-8073

電子メール：npo@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

URL：<http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>



## スタッフのつづき

スタッフ：伊藤

はじめまして!去年の4月にセンターに配属になりました伊藤です。新しい環境、仕事、センターにお越しいただく皆様との出会い、さらにはコロナウィルスの流行と、振り返ると本当に変化に満ちた日々で、気づけばもう1年がたとうとしています。変化には良いものも悪いものも様々ありますが、悪い変化でも前向きにとらえ、少しでも良い変化に繋がられる人間になりたいと感じた、1年間でした。

イラスト協力：加藤舞美

